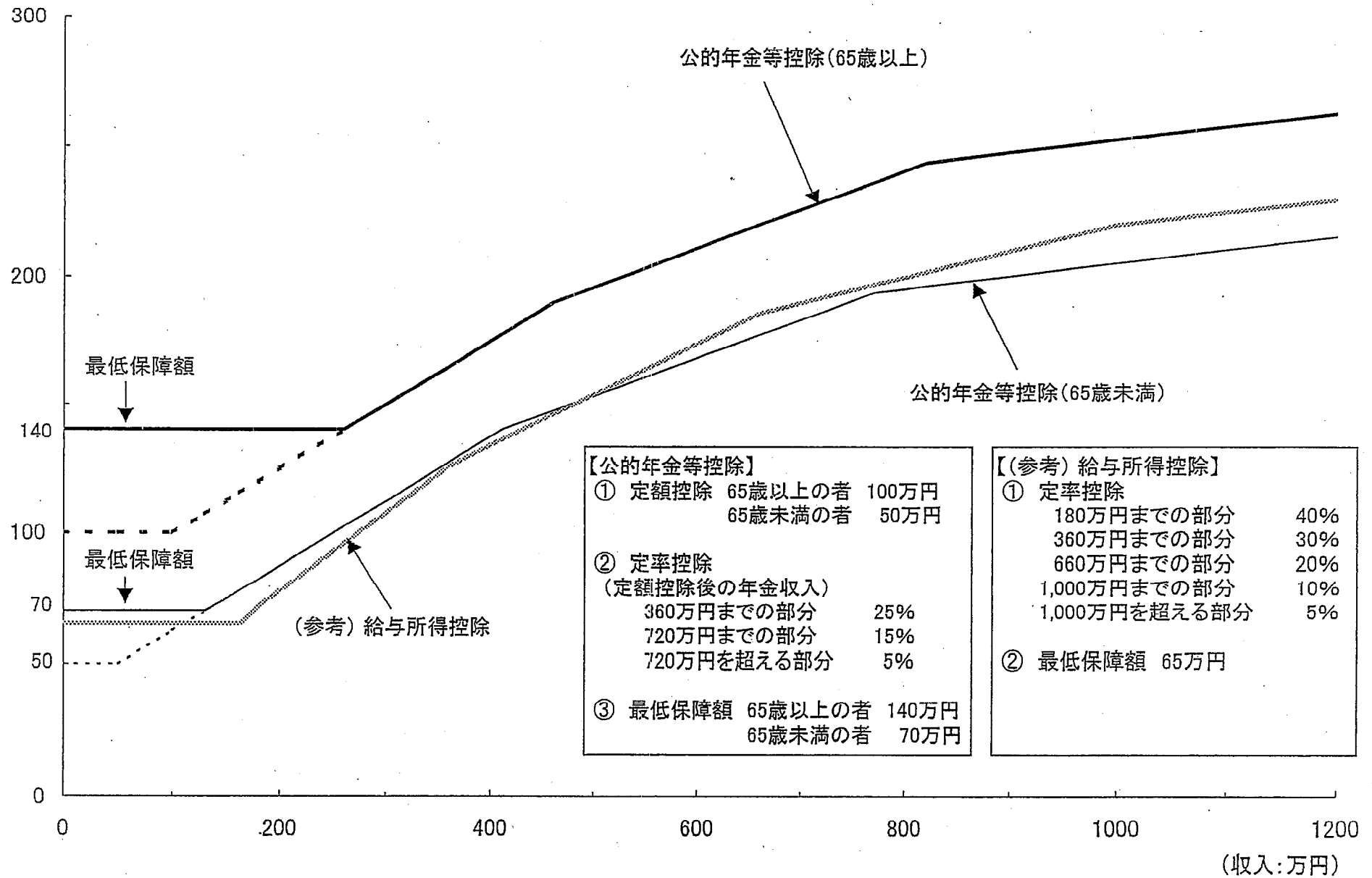


公的年金等控除（現行制度）

(控除額:万円)



高齢社会対策大綱 (抄)

第1 目的及び基本姿勢

2 基本姿勢

高齢社会対策は、法第2条に掲げる次のような社会が構築されることを基本理念として行う。

- (1) 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- (2) 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- (3) 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

これらの基本理念を実現するため、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、NPO（非営利活動団体）、家庭、個人等社会を構成するすべての者が相互に協力し合い、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、社会全体が支え合う体制の下、次の基本姿勢に立って、高齢社会対策を推進するものとする。

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

第2 横断的に取り組む課題

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としている年齢が適切かについて、見直しを行うものとする。

また、高齢者に係る人権侵害の問題については、関係機関の連携により積極的な対応を行うものとする。

さらに、加齢による身体機能の低下にかかわりなく、国民が快適に暮らすことを可能にするため、ユニバーサルデザインの普及を促進するものとする。

年金受給者世帯と給与所得者世帯との所得税の課税最低限の状況

○ 年金受給者世帯

- ・ 65歳以上の者で配偶者が老人控除配偶者に該当する場合

公的年金等控除	社 会 保 險 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	老 年 者 控 除
149.9万円	13.9 万円	38万円	48万円	50万円

< 299.8万円 >

- ・ 65歳以上の者で独身の場合

公的年金等控除	社 会 保 險 控 除	基 礎 控 除	老 年 者 控 除
140万円 (注2)	8.3 万円	38万円	50万円

< 236.3万円 >

○ 給与所得者世帯

- ・ 夫婦のみの給与所得者の場合

給与所得控除	社 会 保 險 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除
65万円 (注3)	15.6 万円	38万円	38万円

< 156.6万円 >

(注1) 平成15年度税制改正において、配偶者特別控除（上乗せ部分）が廃止された（平成16年分以後の所得税について適用）。

(注2) 140万円は公的年金等控除（65歳以上の者）の最低保障額である。

(注3) 65万円は給与所得控除の最低保障額である。